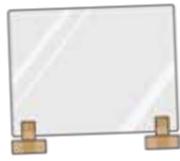


## 幌延産ミズナラ材で作ったパーティションで 新型コロナウイルス対策！

幌延町商工会青年部では、コロナ禍のなかで様々な需要が閉塞するなか、優先度の高い事項として、需要の落ち込む飲食店の応援のため、店内のテーブルに設置するパーティション67枚を製作し、希望される商工会員の皆さまへ配布しました。製作は、幌延町商工会青年部の遠藤雅樹さんにお願いし、幌延産のミズナラ材を使った素材を生かしたしつかりとした作りのもので、配布先の皆さまにも大変喜ばれております。



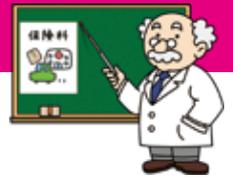
製作されたパーティションを受け取る「さくら」の岡久さん（左）と商工会青年部員を代表して受け渡しを行った長山さん（右）



依然として新型コロナウイルスの影響により消費が落ち込むなかではありますが、町内の各店舗は皆さまに安心安全にご利用いただけるよう、感染防止対策を徹底するとともに、テイクアウトやデリバリーなどの新しい様式を定着させながら営業を行っておりますので、ぜひともご利用ください。

お問い合わせ先：企画政策課 企画政策グループ  
電話 5-11114 告知端末機 5-8814

## 介護保険制度のお知らせ



介護保険は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となり、介護や支援が必要となったときにサービスを利用できる制度です。40歳から64歳（第2号被保険者）、65歳以上（第1号被保険者）の皆さまが納めている介護保険料と公費を財源としています。

### ○無理せず介護保険サービスを利用してください

介護の負担をひとりで抱え込んでしまい、介護者が心身ともに疲れ果ててしまうケースがあります。介護はひとりで担うものではありません。介護保険サービスや福祉サービスなどを上手に利用して、介護の負担を減らしていきましょう。

### ○相談と申請

地域包括支援センターや保健福祉課にご相談ください。介護支援専門員（ケアマネジャー）などの介護の専門家がサポートします。サービスが必要な場合は、要介護認定の申請手続きを行います。

※ケアマネジャーとは…介護の知識を幅広く持った専門家です。サービス利用者や家族の相談にのったり、ケアプランの作成などを行います。

### 申請後の流れ

①認定調査…調査員が自宅などを訪問し、本人やご家族に心身の状況など全国共通の聞き取り調査をします。また、主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

②審査・判定…調査結果を基にしたコンピュータ判定（一次判定）と介護認定審査会による判定（二次判定）が行われます。

③認定・通知…審査会の判定に基づいて、どれくらい介護や支援が必要かの目安になる要介護状態区分が認定され、認定結果通知書と保険証が届きます。

### ○サービスの利用

居宅介護支援事業者にケアプラン（どのサービスをいつ、どのくらい利用するかを決めた計画書）を作成してもらい、サービスの利用を開始します。サービスの種類は次のようなものがあります。

- ①在宅サービス：訪問介護（ホームヘルパー）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）など
- ②施設サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など

### ○お気を付けてください

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、その期間に応じてサービスが受けられなくなる場合がありますので、やむを得ない理由で納められない場合は、お早めにご相談ください。

お問い合わせ先：保健福祉課 福祉グループ 電話 5-1113 告知端末機 5-8813